

○港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱

令和7年4月1日

6港産地第1996号

(設置)

第1条 港区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方等について、学識経験者等から意見を聴取し、港区が地域コミュニティの活性化のために実施する施策をより効果的にすることを目的として、港区地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域コミュニティの在り方に関する事。
- (2) 町会・自治会等への支援に関する事。
- (3) 町会・自治会等に関連する制度に関する事。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、第3条第4項第1号の委員の中から互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者で区長が委嘱する委員9人以内をもって充てる。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公募による区民 2人以内
- (3) 町会・自治会関係者 3人以内
- (4) 地域活動団体関係者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会の議事は、委員の意見を聴取した上で、委員長が決する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求

め、その意見を聴くことができる。

4 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。